

報道関係者 各位

平成23年6月17日  
宮城労働局総務部企画室  
企画室長 鈴木 洋一  
室長補佐 佐々木和也  
電話 022(299)8834

## 「ワンストップ出張相談」の実施について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの方々が被災され、現在も避難所生活を強いられており、交通手段の確保も困難な状況にあることを踏まえ、以下の地方公共団体において雇用保険の受給手続き、被災により休業を余儀なくされた会社のための助成金制度、労働条件や労災保険、年金等に関するワンストップ相談を実施します。

なお、他の地域等における出張相談については、実施が決まり次第随時お知らせします。

(※ 下表の太字ゴシックの部分が、今回新たに実施が決定されたものです)

### 【日時等】

月 日	開設時間	場 所	他機関の参加状況
平成23年6月17日(金)	11:00~15:00	「東松島市商工会本所」 東松島市矢本字河戸7	年金事務所
平成23年6月17日(金)	11:00~15:00	「東松島市商工会鳴瀬支所」 東松島市小野字中央21-1	年金事務所
平成23年6月20日(月)	11:00~15:00	「女川総合体育館1階更衣室」 女川町女川浜字大原190	年金事務所
平成23年6月22日(水)	11:00~15:00	「入谷公民館」 南三陸町入谷字水口沢12番地1	年金事務所 社労士会
<b>平成23年6月22日(水)</b>	<b>13:30~15:30</b>	<b>「老人福祉センター(内町荘)」</b> <b>角田市尾山字山入91-1</b>	<b>年金事務所</b>

※ 社労士会とは「宮城県社会保険労務士会」です。

### 【相談内容】

- ・ 震災のため、失業認定に来所できなかった方又は来所できない方の相談
- ・ 会社を離職し、雇用保険の受給手続きを行いたい方の相談
- ・ 会社が被災し、休業、廃止をせざるを得なくなった場合の雇用保険特例措置の相談
- ・ 会社が被災し、従業員を休業させざるを得なくなった場合の助成金の相談
- ・ 被災による労働条件の問題や労災保険についての相談
- ・ 年金関連についての相談
- ・ 被災による緊急小口資金特例貸付相談(社会福祉協議会が参加する場合のみ)